

# 監査報告書

令和元年5月14日

社会福祉法人 仁寿会  
理事長 竹下三郎様

監事 竹下紘一 

監事 木色多寿子 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又これに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### ① 事業報告等の監査意見

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものとみとめます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はみとめられません。

### ② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- 一 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

## 監査のチェック表

### I 法人運営について

項目	監査事項	チェックポイント	確認書類	該当有無	○適△否
1 定款	1, 定款は、法令に従い、必要事項が記載されているか。  2, 定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。	○定款の必要記載事項(法第31条第1項)が事実に反するものとならないか。  ○定款変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。  ○定款の変更が所轄庁の認可を受けて行なわれているか。(所轄庁の認可が不要とされている事項の変更については、所轄庁への届出が行われて定款変更の届出書)	決議を行った評議員会の議事録、評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録	○	○
2 内部管理体制	 3, 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	○定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。  ○公表している定款は直近のものであるか。	定款	○	○
3 評議員・評議員会	1, 特定社会福祉法人において、内部管理制度が整備されているか。  1, 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。	○内部管理体制が理事会で決定されているか。  ○内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。  ○定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。	関係規程 理事会の議事録 (事業活動収益30億円以上)	—	—
(1) 評議員の選任	2, 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。  2, 評議員となることができない者又は適当に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。	○欠格事由に該当する者が選任されていないか。  ○当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。  ○当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されているか。  ○実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。  ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。  ○暴力団等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。	評議員の選任手続きにおける関係書類(履歴書、誓約書等)役職員名簿、評議員会の議事録等	○	○
	3, 評議員の数は、法令及び定款に定める員数と違っているか。	○評議員の数は、定款の定めた理事の員数を超えていているか。	定款、評議員名簿、役員名簿、評議員の選任に関する書類(評議員選任解任手続書等)理事の選任・解任等に関する書類状況、就任承諾書等)理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)	○	○

		<p>○評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</p> <p>○招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議によっているか。</p> <p>○定期評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</p> <p>○決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>○決議が必要な事項について、決議が行われているか。</p> <p>○特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</p> <p>○決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。</p> <p>○評議員会の議決があつたとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があつたとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</p> <p>○厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。</p> <p>○議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。</p> <p>○評議員会の決議があつたとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。</p> <p>○定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>○定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは連帯なく補充しているか。</p> <p>○欠員が生じていないか。</p> <p>○評議員会の決議により選任又は解任されているか。</p> <p>○理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。</p> <p>○欠格事由を有する者が選任されていないか。</p> <p>○各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。</p> <p>○実際に法人運営に参加できない者が、名目的に選任されていないか。</p> <p>○地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。</p> <p>○暴力団等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p>
	(2) 評議員会	<p>3, 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p>
4 理事	(1) 定数	<p>1, 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。</p>
	(2) 選任及び解任	<p>1, 理事は法令及び定款の定める手続きにより選任又は解任されているか。</p>
	(3) 適格性	<p>1, 理事となることができない者又は適切でない者が選任されていないか。</p>

		<p>○社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。</p> <p>○当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。</p> <p>○施設長を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。</p>	○	○
(4) 理事長	1, 理事長及び業務執行理事は理事会で選任されているか。	<p>○理事会の決議で理事長を選定しているか。</p> <p>○業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。</p>	○	○
5 監事	1, 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を備たす選任がされているか。	<p>○定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>○定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>○欠員が生じていないか。</p>	○	○
(1) 定款	1, 法令及び定款の定める手続きにより選任又は解任されているか。	<p>○評議員会の決議により選任されているか。</p> <p>○評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>○監事の解任は、評議員会の特別決議によつているか。</p>	○	○
(2) 選任及び解任	2, 監事となることができない者が選任されていないか。	<p>○欠格事由を有する者が選任されていないか。</p> <p>○評議員、理事又は職員を兼ねていないか。</p> <p>○監事のうちに、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。</p> <p>○実際に法人運営に参加できない者が、名的に選任されていないか。</p> <p>○地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に監事として参加していないか。</p> <p>○暴力団等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p>	○	○
	3, 法に定める者が含まれているか。	<p>○社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。</p>	○	○
(3) 職務・義務	1, 法令に定めるところにより業務をはこなっているか。	<p>○理事の職務の執行を監視し、厚生労働省令で定めることにより、監査報告を作成しているか。</p> <p>○理事会への出席義務を履行しているか。</p>	○	○